

# 経営者のための法律相談Q&A その61

## クリーニング・オフを調べる

### 1 クリーニング・オフとは

クリーニング・オフとは、消費者が、期間内であれば、何の理由もなく、契約をなかつたことにできる制度です。契約で「クリーニング・オフはできません」などと取り決めても、排除することはできません。消費者保護のためには強力な制度ですが、事業者からすると何ら落ち度なく契約を反故にされるリスクを抱えることになります。しかも、クリーニング・オフについて知識を欠くために、過剰なリスクを負ってしまうこともあります。本稿では、重要性の高い2つのポイントについて解説します。

### 2 2つのポイント

まず、クリーニング・オフはあらゆる消費者取引に適用される制度ではありません。そもそも、クリーニング・オフは法律用語ではなく、前記のような特色を有する制度の総称に過ぎません。例えば、特定商取引に関する法律9条・24条・40条・48条・58条・58条の14、割賦販売法35条の3の10、宅建業法37条の2に規定があります。そこで、消費者取引をするにあたっては、その取引がクリーニング・オフの適用対象とな

るかを調べる必要があります。

また、クリーニング・オフが適用される時、事業者は消費者に一定の書面を交付する義務を負います。この義務はクリーニング・オフの期間制限とリンクしているため、確実に履行しなければなりません。しかし、ここで躓くケースは多くあります。本稿では、特定商取引に関する法律の「訪問販売」を例に挙げて、これらの点の検討例を示します。なお、本稿は、紙面の制約上、インターネット等で条文を参照しながらお読み頂く構成になっています。

### 3 クリーニング・オフ適用の有無

「訪問販売」の定義は法2条1項にあります。条文中の「主務省令」とは「特定商取引に関する法律施行規則」、「政令」とは「特定商取引に関する法律施行令」のことを指します。

訪問販売というと、セールスマンが民家の玄関で商品を売るといったイメージが思い浮かびます。しかし、法律上はもっと広い範囲を含んでいます。例えば、以下の取引は訪問販売に当たるとでしょうか。

- ①祭りの屋台でたこ焼きを販売した。
- ②自動販売機でジュースを販売した。

- ③居酒屋の店員が、店の前にいた客を店内に案内して飲食物を提供した。
- ④タクシー運転手が、道端で客を拾って目的地まで運転した。

①と②は訪問販売に当たりません。屋台は規則1条3号、自動販売機は規則1条6号によって「営業所等」に当たするため、法2条1項の定義に当たりません。③は法2条2号により訪問販売に当たります。④は法2条1号により訪問販売に当たります。

では、③④の場合、客はクリーニング・オフできるのかというと、そうではありません。③の場合、法26条3項と施行令6条2号により、クリーニング・オフの適用が排除されています。④の場合、タクシー運転手は道路運送法4条1項の許可を得ていますので、法26条1号8号ニ、施行令5条、別表第二第15号により適用が排除されています。

このように、法は取引の定義と適用除外の2本立てでクリーニング・オフの適用対象を確定しています。定義が広く、意外な取引が適用を受けるということもありますので、注意して条文を読む必要があります。

### 4 書面の交付

契約をなかつたことのできる期間は法5条又は4条の書面交付日から起算して8日間です（法9条1項）。

ここにいう書面とは、法4条及び規則3条に定める事項を記載した書面で

す。記載漏れや誤った記載があった場合、書面交付がないものとして、いつまでも契約をなかつたことにされる可能性があります。

よって、事業者としては、法定事項が「漏れなく」「正確に」記載されている書面を交付しなければなりません。まずは条文を入念に読みながら、可能な限り定型の書面に落とし込むことをお勧めします。とはいえ、法令には契約締結日など予め記載できない事項もあります。定型書面で何を記載すべきかを明確にしたうえで空欄を設けておき、この欄を記載する現場への指導を徹底しましょう。

（本稿担当 岡村 航帆）



弁護士法人あすか 東広島事務所

〒739-0025

東広島市西条中央7丁目三番三五号

東広島商工会議所会館3階

☎493-17100 ☎493-17101

弁護士 福田浩・今田健太郎・上槇裕章・谷脇裕子

加藤之拓・鈴木謙治・中岡正薫・中江詩織

大橋真人・岡村航帆